

国税徴収法 解答速報

第 75 回税理士試験 国税徴収法解答速報（令和 7 年 8 月 11 日現在）

この解答速報は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕－40 点－

問 1（20 点）

(1) 交付要求と参加差押えの効力及び効果の異同

交付要求と参加差押えは滞納者の財産に強制換価手続が開始された場合に配当の請求を行うという滞納処分の一環である。この交付要求は滞納者の財産に強制換価手続開始された場合に、その執行機関に対して行われる。これに対して参加差押えは、滞納者の不動産等の特定の財産に滞納処分が行われ事実に基づき、差押の要件を満たすことを条件にしてその行政機関に対して行われる。

いずれの手続も先行の執行機関に対して、交付要求書あるいは参加差押書と呼ばれる書面により行われ、これにより配当を受取ることができる効力を有する。さらに参加差押えは重複差押という効力を持つために、不動産等の特定の財産については参加差押えの登記を行う必要がある。

両者は基本的に執行機関から配当を受取ることを目的として行われる滞納処分の手続である。ただし交付要求は先行の執行機関が強制換価手続を解除した場合には、配当を受けるという効果を失うことになるが、参加差押えは先行の行政機関が滞納処分の解除を行った場合には、差押えの効力を引継ぐという効果がある。

さらに参加差押えは先行の執行機関への換価遅延に対する催告や参加差押えに係る行政機関に対して不動産に関する換価を執行する旨の決定をするという効果を有しており、これらは交付要求にはない効果である。

(2) 差押財産の換価の方法

差押財産は特定の財産を除いて換価されることにより換金化される。この換価の方法には公売と呼ばれ、不動産等の高額な財産を、一般公衆を対象にしてその取得に意欲のある者を募集して見積価額以上に入札価額の中から最高の金額を提示した者に換価財産を売却する入札という方法がある。また公売であっても動産等の財産については、競り売り人が購入を希望する者から口頭により価額を競り上げることにより、最高の価額を提示した者に差押財産を売却する競り売りという換価の方法がある。

また、この公売とは別の方法に、法令により規制を受ける財産等、あるいは取引所の相場のある財産、または買受希望者のいない財産などは随意契約と呼ばれる方法により差押財産を売却することもできる。

なお極めて特殊な財産であり公売は勿論、随意契約でも売却ができない差押財産については公売直前の見積価額で国が買い入れる方法もある。

(3) 換価の猶予の補正等

① 申請書等の補正

換価の猶予の申請があつた場合には、記載内容を確認し、申請書又は添付書類の記載に不備があることによって猶予の適否の判断を適切に行うことができないとき、又は添付書類の提出がないときは、申請者に対し、申請書の訂正又は添付書類の訂正若しくは提出を求める。

この場合に申請者と連絡が取れない場合、連絡等による補正の求めに対し、納税者が相当の期間（概ね 1 週間程度）内に補正しない場合は、「換価の猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書」を送付することにより、納税者に対して補正を求める

② みなし取下げ

次に掲げる場合に該当するときは、換価の猶予の申請を取り下げたものとみなされる。

イ) 申請者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に補正後の申請書等を提出しなかったとき

ロ) 申請者が補正通知書を受けた日の翌日から起算して 20 日以内に改めて申請書等を提出した場合であっても、補正通知書により補正を求めた事項の全部又は一部について補正がされていなかったとき

問 2

(1) 国税徴収法における相続に係る規定の趣旨及び概要

国税徴収法では相続があつた場合には、その納税義務が被相続人から相続人に承継されることを基本としている。また、この時には被相続人の滞納国税は被相続人の財産から徴収すべきとされており、これは相続人の本来の財産に被相続人の滞納国税の負担をさせるべきではないという趣旨によるものである。これが第 51 条第 1 項において訓示規定と明確に定められている。

また、この規定の制度的保障として、被相続人の国税につき相続人の固有財産が差押えられた場合には、その相続人は、税務署長に対し、他に換価の容易な相続財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産により当該国税の全額を徴収することができることを理由として、その差押換を請求することができるとしている。

(2) 各相続人の承継税額及び納付責任額

相続があつた場合には、相続人は、その被相続人に課されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

この場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が承継する国税の額は、承継する国税の額を民法の規定による法定相続分より按分して計算した額とする。

① 各相続人の承継税額

本問では法定相続人は X の配偶者 A、長男 C、次男 D、長女 E、三男 F の代襲相続人である H 及び I である。ただし長女 E は相続を放棄しておりここからは除外される。

これにより滞納国税の金額を、各人の法定相続分を基礎に按分すれば、その承継金額は下記のとおりとなる。各人はこの金額を限度にしてその納付を行うべき責にある。

この場合の絵画が差押禁止財産とされる理由は、創作中であり公表前であることからその権利を保護しようという趣旨によるものである。また賞杯が差押禁止財産とされる理由は、滞納者の名誉に係る章票であることから、その名誉を尊重し精神生活の安寧を保護しようという趣旨によるものである。

問 3

滞納者 X は株式会社 A の役員を令和 5 年 1 月 10 日から令和 7 年 3 月 30 日までの 2 年 2 カ月 20 日間在職している。これにより退職金の差押可能額を計算すると下記の金額になる。

(1) 差押禁止額

① 退職手当等から差し引かれる租税公課相当額

- イ) 源泉徴収に係る所得税 60,000 円(千円未満切上)
- ロ) 特別徴収に係る住民税 37,000 円(千円未満切上)
- ハ) 社会保険料 54,000 円(千円未満切上)
- ニ) 合 計 60,000 円 + 37,000 円 + 54,000 円 = 151,000 円

② 最低生活費保障額

$\{100,000 \text{ 円 (滞納者本人)} + 45,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 名 (生計を一にする親族数)}\} \times 3 = 570,000 \text{ 円}$
(千円未満切上)

③ 支給期間対応額

勤務期間が、2 年 3 カ月であり 5 年以下であるために対象額はなし

④ 差押禁止額 ① + ② = 721,000 円

(2) 差押可能額 $2,740,000 \text{ 円} - 721,000 \text{ 円} = 2,019,000 \text{ 円}$

問 4

1. 同族会社の第二次納税義務

同族会社である株式会社 A は個人株主 B と X が出資者となっている同族会社である。その後 X が一部増資を行っているが、同族会社である会社形態に変化はない。さらに X が株式会社 A に出資した後、X は消費税及び地方消費税を滞納しており、その保有する A 社株式について滞納処分を執行しても X の滞納国税を徴収することができない状況である。

X には滞納処分を執行すべき財産が、すでに株式会社 A 社株式しか存在しないことを理由にして、その滞納国税について、株式会社 A を第二次納税義務者として個人株主 X の滞納国税を賦課することが考えられる。

2. 成立要件

本問の事例によれば、下記の要件を満たすために国税徴収法第 35 条の同族会社の第二次納税義務の適用により、個人株主 X の滞納国税を株式会社 A から徴収することが可能である。

- (1) 滞納者である X は、その判定の基礎となる株主として選定した場合に、同族会社となる株式会社 A 社株式を保有している。
- (2) この X 保有する株式 400 株の内 300 株は滞納国税の法定納期限である令和 5 年 3 月 31 日の 1 年前の日後にあたる令和 5 年 2 月 20 日に取得している事実がある
- (3) 滞納者 X の所有する株式会社 A の株式につき再度換価に付しても買受人がない。

- (4) 滞納者 X が所有する同族会社である A 社株式以外に滞納処分を執行しても、なお徴収すべき財産に不足があると認められること。

3. 第二次納税義務を負う者

本問では上記の同族会社の第二次納税義務の要件を満たすために、株主である滞納者 X の滞納国税について、株式会社 A が具体的な第二次納税義務者になる。

4. 第二次納税義務の範囲及び限度

現時点で滞納者 X は株式会社 A の株式 400 株を保有しているが、この内の 100 株は滞納国税の法定納期限である令和 5 年 3 月 31 日の 1 年以上前である令和元年 7 月 12 日に出資したものであるために除外され、令和 5 年 2 月 20 日に取得した 300 株相当分だけが第二次納税義務の限度になる。

ただし、本事例では絵画①に係る保険金からの配当金、外国通貨、退職手当を考慮する必要があり、これにより滞納国税の金額は当初の金額 15,000 千円から 11,381 千円(=滞納国税：15,000 千円－絵画の保険金：1,000 千円－外国通貨：600 千円－退職手当：2,019 千円)に減少しており、この金額を限度に第二次納税義務を賦課することになる。

限度額： $\frac{4,300 \text{ 万円} - 2,600 \text{ 万円}}{1,000 \text{ 株}} \times 300 \text{ 株} = 510 \text{ 万円}$

第 75 回(令和 7 年度) 税理士試験 国税徴収法 総 評

本年の出題も昨年同様に解答量の多い出題でした。第一問の中には民法における相続の知識や徴収職員向の実務指針という特殊な内容も含まれていました。ただし、第二問の例年通り第二次納税義務、一般的差押禁止財産や退職金の差押禁止額、保険金にける質権と国税の優先など比較的解答が可能な出第でした。何分にも 11 枚という解答用紙のどれだけの分量の記述ができたかが合否のカギになるものと思われます。

〔第一問〕

問 1

- (1) 交付要求と参加差押えの効果、効力の異同

過去において度々出題されている問題です。今回はこれを「効果及び効力」の異同として出題している点に特徴があります。効力については強制換価手続の解除に伴い効力、換価申立等の相違点を記述しますが効果については交付要求は配当請求であるのに対して参加差押えは重複差押であることを明記することになります。

- (2) 差押財産の換価の方法

換価の方法についてという極めて抽象的な出題であり。公売や随契契約について解答します。解答用紙は 17 行用意されていますからこのスペースの中で公売に関する入札と競り売り、また随意契約、さらに現行では法規定はありますが実際には行われることがない国による買入れについて簡単記述があれば良いでしょう。

- (3) 換価の猶予申請の補正及び取消

本問は国税庁が公表している徴収職員向けの「納税の猶予等の取扱要領主要項目」(事務運営指針)からの出題であり、受験生には解答できない出題です。この問題については白紙であっても合否には影響はありません。

問 2

- (1) 国税徴収法における相続に係る規定の趣旨、及び概要

国税徴収法では相続があった場合には、その納税義務が相続人に承継されるとされています。この時には被相続人の滞納国税は被相続人の財産から徴収すべきとされています。しかし、相続人の固有財産について被相続人の滞納国税の差押が行われることあり、このような場合には相続人から差押換の請求ができることとしています。

- (2) 相続における具体的な承継税額等について

本問は相続に関する滞納国税の具体的な承継額を解答させるという出題です。相続人等の親族関係が複雑に示されており、民法における法定相続分を理解していなければ解答ができなという内容になっています。したがって、国税徴収法の出題内容としては少々疑問があり、本問について十分な記述ができていなくても合否に影響はないと思われます。

〔第二問〕

問 1

差押をした絵画が火災により焼失して、これにより支払われる損害保険金に質権が設定され、滞納国税と質権の優劣を解答することになります。解答のポイントは質権の設定日と滞納国税の法定納期限等を判定の基準として配当金額を求める点にあります。

問 2

一般的差押禁止財産を選択させる問題ですが、この選択は容易にすることができます。本問ではこの財産が差押禁止財産とされている趣旨を問うていますから、この趣旨を説明することが重要です。

問 3

退職手当の差押禁止額の計算ですが、勤続期間を資料の中から推測する点が解答の算出のポイントになるでしょう。基本的な計算問題であり本問でのミスは許されません。

問 4

同族会社の第二次納税義務であることは事例の内容から容易に判断できます。したがって、これにつき成立要件と徴収の限度額を解答することになります。第二問では中心になる出題ですが、内容が平易であるだけに解答の記述漏れやミスは致命傷になる可能性があるでしょう。



ライブお疲れさま会

のご案内

今年の税理士試験を受験された皆様のこれまでの努力を労いつつ、試験後に新たな一步を一緒に考える生配信「お疲れさま会」をYouTube Liveにて下記の日程で生配信いたします。

配信中はチャットを通じたご相談も大歓迎です。気になることは相談しつつ、一緒に同じ科目に挑戦する予定の皆さんで集まって、来年度の試験に向けてスタートダッシュを切りましょう！



配信日時

簿記論・財務諸表論

8/12(火)20:00~

法人税法

8/14(木)20:00~

相続税法

8/15(金)20:00~

消費税法

8/13(水)20:00~

※アーカイブ配信も行う予定です。

税理士WEB講座の特長



- ・ **オンラインでどこでも学習OK**
自宅にいながら実力派講師の講義が受けられます。
- ・ **後からでも、何度でも受講OK**
受講期間内は好きな時に繰り返し見直せます。
- ・ **スマホ・タブレットにダウンロードOK**
通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

※WEB講座受講画面をイメージしたはめ込み画像です。
※WEB講座の内容・サービス等は予告なく変更となる場合がございます。
最新の情報はネットスクールホームページにてご確認ください。



ネットスクール公式YouTubeチャンネルにて生配信
<https://www.youtube.com/@netschoolcorp>

🔍 ネットスクール YouTube ×



分割払い金利無料キャンペーン実施中！ 2025/9/30 (火)正午まで

WEB講座の詳細・お申込は



Net-School



0120-979-919 (平日 10:00~18:00)



<https://www.net-school.co.jp/>